

(9) 新山村振興等農林漁業特別対策事業

1) 目 的

中山間地域の振興を一層促進するため、地域の特性を活かした農林漁業を始めとする多様な産業の振興、山村地域と都市との間の交流促進とこれを支援する豊かな自然環境の保全及び地域の担い手の確保に必要な事業を総合的に実施する。

2) 事業内容

- ① 高付加価値・高収益型農業等の確立・・・・・・・・農林漁業振興事業
- ② 新しい地域産業の振興・・・・・・・・就業所得機会創出事業
- ③ 山村と都市との間の交流及び文化教育の増進・・・山村・都市交流促進事業
- ④ 農林地利用・保全管理の促進・・・・・・・・自然景観保全推進事業
- ⑤ 生活環境の向上・・・・・・・・定住促進生活環境整備事業
- ⑥ 高齢者や女性が能力を発揮する場の提供・・・・高齢者・女性等生きがい発揮促進事業
- ⑦ 地域振興のための企画・調整・調査等のソフト活動支援・・・山村振興等地域連携推進事業

3) 対象地域

以下の法律で地域指定された地域

- ① 「山村振興法」指定地域
- ② 「過疎地域自立促進特別措置法」指定地域
- ③ 「半島振興法」指定地域
- ④ 「離島振興法」指定地域
- ⑤ 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」指定地域



4) 事業主体

市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合

(農業協同組合連合会を含む)、土地改良区、森林組合、漁業協同組合、農業者等の組織する団体等

5) 平均事業費

一般型	2.2億円
全部山村・全部特定農山村型	3.3億円
広域型	4.4億円



6) 補助率

国 2/3以内

新山村振興等農林漁業特別対策事業実施例

★農林漁業振興事業

地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農林漁業の振興のために必要な生産基盤及び近代化施設等の整備を行う。



★就業所得機会創出事業

地域の特性と資源を活用した多様な就業形態を可能にする施設を整備する。



★山村・都市交流促進事業

多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を活かした山村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な施設等を整備する。



★自然景観保全推進事業

森林や耕作放棄地等の適正な利用を図ると共に、集落機能・地域景観の保全を図るために必要な施設等を整備する。



★定住促進生活環境整備事業

地域住民が豊かで住み良い生活を楽しむ得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等を整備する。



★高齢者・女性等生きがい発揮促進事業

高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分に発揮するための施設等を整備する。

